

26 外部監査公表第1号（平成26年4月28日付 福岡市公報第6107号公表）分

指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

第2部 総論

第1章 指定管理者制度の意義と概要

第1 指定管理者制度の意義

監査の結果	措置の状況
<p>4 福岡市における指定管理者制度運用の概要 (意見1)</p> <p>指定管理者制度の導入から10年を経過したので、これを機会に、公の施設の在り方についての考え方を、全庁的にまた市民とともに共有するために、公の施設についての通則的条例の制定を検討することが望まれる。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公の施設は多種多様であり、その管理の在り方も多様であるので、通則的条例を制定することは困難なことである。</p> <p>また、他の政令指定都市においても、公の施設の管理に関する通則的な条例を制定している例はなく、今後とも他都市の動向等を注視していく。</p>

第2章 監査の視点と全体的意見

第1 公の施設の管理全般について

監査の結果	措置の状況
<p>3 公の施設の管理・運営についての監査の視点 (意見2)</p> <p>公の施設の必要性や同施設での公共サービスの向上・充実を含めた施設の管理の方法・内容については、所管課だけではなく全庁的にまた利用者、市民や関係団体等及び指定管理者の意見を収集して、公の施設全体の視点から、指定管理者制度に縛られずに、市民のニーズに合致した公共サービスの向上・充実促進を図ることを第一として検討するとともに、必要性が認められない施設については公用廃止も含めて在り方を検討すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公の施設に指定管理者制度を導入するにあたっては、個々の施設ごとの設置目的等について吟味したうえで、指定管理者制度を利用することが、住民サービスの向上等に寄与する場合に導入することとしている。</p> <p>指定管理者制度導入後も、施設利用者の意見を聞いており、その中で公の施設の在り方についても検討しているところである。</p> <p>加えて、平成27年度から、モニタリングのひとつとして、全ての施設で第三者評価を行うように、平成26年5月付でガイドラインを改めており、これにより、学識経験者、専門家、利用者など第三者の幅広い意見を施設の在り方やサービスの向上に向</p>

	けて、反映させていく。
--	-------------

第2 指定管理者制度に関する事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>1 選定委員会について (意見3)</p> <p>選定委員会において多数決等で「選定委員会としての最終結論」を出すことはしないことというガイドラインの定めは、これまで、最終結論（候補者）に向かって慎重・有意義な協議をされていた選定委員会の充実した運営を阻害するおそれがあり、また、選定委員の半数未満は市職員でもよいとするガイドラインの選定委員会構成の規定との矛盾が生じているので、選定委員会の位置付けに戻っての再検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会の委員については、原則、外部委員のみで構成することが望ましく、市職員を入れる場合は必要最小限とすることと改め所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見4)</p> <p>選定委員会の運営において、非公開の決定が安易に過ぎる運営の傾向があると思われるので、ガイドラインの指定管理者選定委員会に関する要綱（例）の改訂も含めて、再検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>原則公開とするが、非公開とする場合の基準を明確にして所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見5)</p> <p>公の施設の指定管理者の選定方法は公募が原則であるから、安易に非公募を決めるべきでなく、積極的に公募を進めるべきである。</p> <p>また、ガイドラインが示している総合的勘案事項を含めて公募を行わないことが適当かを判断するために、公募・非公募の選択判断についても、選定委員会の検討対象事項（所掌事務）とすることを検討すべきである。さらに、公募に切替えることになった場合の十分な募集期間</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>非公募により指定を行う場合は、総務企画局と財政局に協議をしたうえで、第三者（選定委員会や評価委員会など）の意見を聞き決定するよう、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p> <p>また、公募に切り替えることになった場合等に十分な募集期間を確保できるよう、選定委員会を早期に開催することも検討するよう所管課に通知を行った。</p>

<p>の確保のため、また、公募であっても多くの応募を期待できないときは、その対策の検討のため、このような場合には、選定委員会を早期に開催することも検討する必要がある。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	
<p>(意見6)</p> <p>選定委員会においては、業務の範囲、管理の基準、選定基準を具体的に定めた募集要項素案の検討や、応募者提出の事業計画書等の検討及びヒヤリング実施の方法等も含めて検討をすることが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項や選定の基準・方法などについては、選定委員会による会議を経て定めるようにガイドラインに定めており、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>2 指定管理者の募集について</p> <p>(意見7)</p> <p>募集要項(仕様書、審査基準・配点表等)は、市が指定管理者に期待する事項が明確に理解されるよう作成・説明することが必要であり、また、応募者が優れた創意工夫を提案するように、従前の自主事業の内容も紹介することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項は、それぞれの施設の特性に応じて、市が指定管理者に期待する事項が明確に理解されるよう作成・説明するよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、自主事業の内容紹介については、従前から、自主事業の内容が記載された事業報告書を、公募時に提示するか、常時閲覧できる状態にするようガイドラインに示しており、今後も、応募者が優れた創意工夫を提案できるように、ガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(指摘1)</p> <p>福岡市契約事務規則第2条を適用して、ガイドライン・募集要項に、指定管理者の資格要件として入札参加欠格者でないことを明記することが必要である。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に該当しないことを応募資格として定めるよう、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p>

(行政マネジメント課)	
<p>(意見 8)</p> <p>指定管理者の応募の欠格者として、地方自治法第92条の2等の兼業禁止規定の類推適用について検討することが必要である。ガイドラインには、応募団体が兼業禁止関係にあるときは選定過程や審査内容の積極的公開をすることが必要としているのであるから、所管課においては、応募団体の兼業禁止関係の有無を調査・確認することが必要である。</p> <p style="text-align: right;">(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者制度においては、地方自治法上の兼業禁止規定は適用されておらず、他政令指定都市においても、兼業禁止規定を設けている都市は少ないことから、当面は導入しないこととする。</p> <p>なお、応募団体が兼業禁止関係にあるか否かの調査・確認については、兼業禁止規定の類推適用はしないことと、応募団体の違いによって公開のあり方を変える必要がないことから、ガイドラインの当該箇所を削除することとする。</p>
<p>(意見 9)</p> <p>非公募で外郭団体を指定管理者として指定している施設については、指定管理者を公募により選定することを積極的に進めること、また、当該施設の管理運営のために設立され、同管理業務のみを業務としている外郭団体が指定管理を行っている施設については、施設の効率的運営と外郭団体の在り方を区別・整理して、中・長期的視点からの見直しの検討をすることが必要である</p> <p style="text-align: right;">(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>外郭団体が非公募による指定管理を行っている施設については、従来から、公募への移行を積極的に検討するように施設所管課に指導を行ってきたところであり、今後も引き続き、周知徹底を図っていく。</p> <p>また、福岡市の全ての外郭団体については、平成24年度に、外郭団体の存在意義や、指定管理業務を含む事業の必要性等について検証を行い、今後の改革の方向性を『第3次外郭団体改革実行計画』として取りまとめたところであり、平成28年度にかけて、この計画に基づく取り組みを進めていくこととしている。</p> <p>そこで、外郭団体が指定管理を行っている施設の所管課は、上記計画の取り組み状況を把握したうえで、必要に応じて、今後の指定管理業務のあり方等について、外郭団体と協議を行うよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次</p>

	<p>第, 速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見10)</p> <p>高齢者や障がい者など特定の利用者の利用に限定されている施設, 地域に密着した施設, 施設の公共サービスの企画・運営と建物管理がともに必要な施設及び複数の公共サービスを提供する合築施設・複合施設等については, 共同事業体による指定管理者応募をより積極的に進めるために, 募集要項の工夫等の検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>施設の性質上, 単独の団体では施設所管課が望む水準を満たすことが難しいと考えられる場合や, 共同事業体とすることで, サービスの向上が期待できる場合などは, 共同事業体に期待することを募集要項に明記するなど積極的に共同事業体での応募を促すよう, 施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については, 既に改正作業に着手しており, 改正が完了次第, 速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見11)</p> <p>指定管理者の新規応募を考える民間事業者の応募準備のための期間を確保するために, 公募開始の前年度に次年度公募予定の公の施設一覧表を市のホームページに掲載するなどの早期の広報の検討・実施が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公募開始の前年度末までに指定期間が終了する施設の一覧表をホームページに掲載し, 早期の広報を実施することとする。</p>
<p>(意見12)</p> <p>ガイドラインで示されているリスク分担表(例)は, 市と指定管理者のリスクの責任範囲・分担を却って不明確にするおそれがあるので, 早急に, 改訂することが必要であり, それまでの間は, 協定書にリスク分担表を添付することを中止するべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者の責任範囲・分担をより明確にするため, リスク分担の内容を見直し, 新たなリスク分担表(例)を示すこととする。</p> <p>なお, 新たなリスク分担表(例)を示すまでの間は, 現行のリスク分担表を元に対応することとする。</p>

<p>3 指定管理者の指定と業務 (意見13)</p> <p>指定管理者が実施すべき業務の種類・内容・基準を明らかにするために、翌年度の事業計画書を所管課と協議・協働して作成し、これを翌年度の実施協定書に添付することを検討されたい。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>事業計画書の作成にあたっては、施設所管課と指定管理者が十分協議するよう施設所管課に求め、事業計画書は実施協定書に添付するよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインについては、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見14)</p> <p>修繕費・備品購入費を年度末に精算をする概算払いとするのであれば、その趣旨を徹底して、修繕費・備品購入費を指定管理料から除外し、預託金等として指定管理料とは別個のものとして取扱うことを検討されたい。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>地方自治法には預託金としての支払は規定されておらず、現状では預託金としての支払は困難である。</p> <p>また、修繕費・備品購入費については、指定管理料として概算払いで支払い、年度末に精算を行っており、現行の方式で、特段、問題が生じているとは考えていないため、現行通りの対応とする</p>
<p>(指摘2)</p> <p>指定管理者が加入すべき賠償補償保険については、指定管理者制度研修(基礎編)で、丁寧な説明・指導がなされていたと思われるが、それが徹底されていないため、指定管理者が加入している賠償補償保険が、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と重複している可能性が多々あると思われるので、これを見直し、指定管理者が加入すべき賠償補償保険の指導を行って、保険料を低額化することにより、市の無駄な支出をなくすこと、また、併せて、指定管理者が加入している賠償補償保険の支払限度額が、全国市長会市民総合賠償補償保険相当の補償が得られる保険であるかを、早</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>施設所管課は、施設の特性に応じたリスクや指定管理者に求めるリスク分担の範囲などに応じて、指定管理者に賠償補償保険に加入を求める必要があるか判断することとし、その基準を明確にして所管課に通知を行った。</p> <p>また、施設所管課に対しては、新たな基準に基づき、個別に賠償補償保険の加入が必要であるか再確認し、基準に応じた対応を行うように通知した。</p> <p>併せて、自主事業の実施に伴い加入している賠償補償保険の支払限度額が全国市長会市民総合賠償補償保険の基準を下回っている場合は、賠償補償保険の限度額を同等以上に見直すよう通知した。</p>

<p>急に、検証して、不適切な保険であれば適切な保険に切替えるよう指導することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見15)</p> <p>福岡市指定管理者要綱第4条の指定期間を原則5年とする規定を1年から5年に改正して、指定管理業務の内容が施設建物の定型的な管理業務であり、単年度でも管理運営に支障がない施設の指定期間は、競争原理を強める意味から、指定期間を1年とすることや、指定管理を業務委託契約に切替えることを検討すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>現行の要綱及びガイドラインにおいて、指定期間は原則5年を超えない期間と定めており、単年度等での指定は可能である。</p> <p>なお、施設所管課において、単年度等での指定が妥当だと判断した場合は、単年度等での指定は可能である旨、改めて施設所管課に通知を行った。</p> <p>また、公の施設に指定管理者制度を導入するにあたっては、個々の施設ごとの設置目的等について吟味したうえで、指定管理者制度を利用することが、住民サービスの向上等に寄与する場合に導入することとしている。</p> <p>指定管理者制度導入後も、引き続き指定管理者制度として実施することが適切であるかについては、随時、検討しているところである。</p>
<p>(指摘3)</p> <p>ガイドラインの参考資料・基本協定書(例)第32条(指定の辞退等)は、直ちに、削除するとともに、各施設の基本協定を見直し、基本協定書(例)に倣った規定は、速やかに、削除・変更することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者の指定は行政処分であることから、指定管理者側からの辞退はできないとの判断に基づき、辞退の規定は削除するよう、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p>
<p>4 指定管理者の業務の範囲</p> <p>(意見16)</p> <p>指定管理者の再委託・再々委託についても、福岡市契約事務規則第2条を適用して、一般入札参加の欠格者への再委託</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>再委託・再々委託先については、一般競争入札参加資格の停止及び排除の措置がなされているものは委託先になることが</p>

<p>等を禁止することを検討すべきである。</p> <p>また、再委託料の決定についても、金額が大きい場合などは、競争入札や相見積を取るよう指導することをガイドラインに示して、指定管理者の再委託を指導すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>できないとの規定を新たに設けることとし、所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p> <p>また、再委託料の決定については、民間のノウハウの活用のもと、指定管理者の裁量の範囲内で効果的・効率的な運用が期待できることから、指定管理者に委ねることが適当と判断し、現行通りの対応とする。</p>
<p>(意見17)</p> <p>ガイドラインでは自主事業の概念・位置付けが明確でないので、所管課によって自主事業の取扱いが区々になっており、自主事業が明記されていない協定書や指定管理業務とすべき事業を自主事業としている施設もあるので、ガイドラインを見直して自主事業の概念・位置付けを統一すること、また、指定管理業務と自主事業を区別して明記した事業計画書を指定管理者と所管課が協働して作成して、これを実施協定書に添付して、指定管理者の業務内容を明確にするための検討が必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理業務と自主事業について、定義を明確にし、所管課に通知を行った。</p> <p>事業計画書の作成にあたっては、施設所管課と指定管理者が十分協議し、事業計画書は実施協定書に添付するよう所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見18)</p> <p>自主事業実施のための施設使用料や自主事業による過大な利益については、これを指定管理料の引下げに活用すること、また、自動販売機設置については、これを自主事業とする方向で統一することを検討すべきである。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>自主事業による過大な利益については、指定管理料の引下げ等に活用するようガイドラインに定めており、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p> <p>自主事業実施に伴う施設使用料の減免については、施設所管課が減免を行うことがサービス向上につながるとともに、より活発な自主事業の提案が期待できると判</p>

	<p>断するときは、減免についても積極的に検討するよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>自動販売機設置については、自主事業として実施することができる基準等を明確にし、施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに施設所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>(意見19)</p> <p>市においては、自主事業の実施内容及び収支等を把握して、これを指定管理業務・施設管理の効率性に活用することが必要であり、自主事業実施報告書及び収支報告書の提出とその内容検討は施設所管課が執行すべき事務・業務であるから、これを怠ることがあってはならない。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>自主事業実施後は、市に事業実施報告書を提出させるようにガイドラインに定めているところであり、今後もガイドライン通りに対応するよう施設所管課に通知を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、併せて、自主事業の実施報告を受けたときは、自主事業の内容や成果等を今後の指定管理業務に活用することができないか検討を行うよう施設所管課に通知を行った。</p> <p>ガイドラインへの反映については、既に改正作業に着手しており、改正が完了次第、速やかに所管課に対して周知徹底を図ることとした。</p>
<p>5 指定管理業務の監督・指導</p> <p>(意見20)</p> <p>市民局スポーツ振興課, 公民館調整課, 住宅都市局等で実施されている同種施設の指定管理者と合同の情報・意見の交換の機会の設定は有意義であるので、他の所管課においても、これを参考に同種・類似の施設の指定管理者と合同の情報・意見交換の機会を設定することを検討されたい。また、所管課の試み等の情報が他の所管課には伝わらず、全庁での情報共有がなされていないので、市において</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>同種・類似の施設については、施設所管課と指定管理者が合同で意見・情報交換できる機会を積極的に設けることを検討するよう、施設所管課に通知を行った。</p> <p>また、施設所管課同士の情報共有を図るため、情報共有のシステムを構築するとともに、職員同士が意見交換できる機会を設けていくこととする。</p>

<p>は、公の施設の所管課で情報を共有できる方策を検討することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	
<p>(意見21)</p> <p>選定委員会と評価委員会が、組織的、人的に、まったく別個の委員会として運用されることは、両委員会の情報が循環せず、無駄が生ずると思われるので、両委員会が円滑に連携する仕組みを検討することが必要である。</p> <p>(行政マネジメント課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>評価委員については、専門性や効率性などの観点から選定委員と同じ者を任命することが望ましいとして、平成26年5月付でガイドラインの改正を行った。</p>

第3部 各論

第1章 市民局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市博多南地域交流センター</p> <p>(意見22)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>2 福岡市和白地域交流センター</p> <p>(意見23)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>3 福岡市西部地域交流センター</p> <p>(意見24)</p> <p>地域交流センターの選定委員会の公開・非公開の決定に関しては、現在の運</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>応募者からの提案に関する部分については、情報公開条例第7条の2項に基づき、非公開とし、その他の部分についても</p>

<p>用の是非について再度検討が必要であるし、非公開とした場合には議事録に非公開とした議題と非公開にした理由を記載すべきである。</p> <p>(公民館調整課)</p>	<p>非公開とした部分及びその理由を明らかにし、議事録に記載する。</p>
<p>5 福岡市男女共同参画推進センター (意見25)</p> <p>本施設については、男女共同参画に関する事業に関する業務(企画・相談・図書)が福岡市の直営の事業となっており、民間のノウハウを活かして、ソフト面の充実を図るという本来の指定管理者制度の趣旨を全うできないこと、また、指定管理者の経済的メリットがないことなどに鑑みれば、指定管理者制度を維持すべき理由に乏しいと思われ、業務委託方式に戻すことを検討すべきと考える。</p> <p>(事業推進課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>本市においては、固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っているなど、男女共同参画が十分に進んでいない現状があり、市の企画調整部門と事業実施部門が一体となって強力に取り組みを推進していく必要があることから、男女共同参画に関する事業(企画・相談・図書)については市の直営で行い、施設の維持管理に関する業務(受付・清掃・警備・施設整備等)については指定管理者制度を導入している。</p> <p>本施設における指定管理制度の導入により、施設の利用許可の迅速な対応や、催し物案内・周辺駐車場マップの作成、及び女性警備員の配置や女子トイレへの防犯ブザーの設置など安心して利用できる環境づくり、また省エネへの取組みなど、民間ノウハウを活かしたソフト面の充実により、利用者サービスの向上が図られ、指定管理者制度の趣旨にかなった効果が表れている。</p> <p>また、管理運営費や職員人件費を縮減でき、制度導入前と比較し、5年間で約6千4百万円の経費縮減が図られ、市の財政に貢献している。</p> <p>一方、事業者にとっても、単年度の競争入札による業務委託方式と比較した場合、指定期間に係る業務の長期計画が可能となり、経営の安定化が図られるメリットが</p>

	<p>あるものとする。</p> <p>以上を検討した結果、施設の維持管理に関する業務を委託に戻すことは、指定管理者制度の導入による民間ノウハウを活用した市民サービスが期待できなくなること、縮減された管理運営費が増加すること及び職員の再配置に伴い職員人件費が増加すること等、デメリットが大きいことから、現行の指定管理者制度方式を継続するものである。</p>
<p>(意見26)</p> <p>本施設において指定管理者が加入している賠償補償保険は、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険と重複しているため、本市は、これを見直し、指定管理者が加入すべき賠償補償保険の指導を行って、保険料を低額化することにより、市の無駄な支出をなくすことが必要である。</p> <p>(事業推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度から基本協定書を改め、損害賠償保険加入義務の条項を削除するとともに、指定管理料を調整し、同保険料相当額を減額することとした。</p>
<p>6 福岡市民体育館</p> <p>(意見27)</p> <p>選定委員会の会議を全て非公開とすべきではなく、原則として全て公開すべきである。仮に、非公開とするときは、各回の選定委員会において、かつ、その議題に即して、公開することによる「当該会議の適正な運用に著しい支障」の有無や内容に関して、支障の具体性、明白性、現代的な危険性等について、慎重に検討すべきである。そして、非公開とした場合については、委員会の公正さを担保するためにも委員会の議論の経緯を可能な限り議事録に残すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会において、応募者からの提案内容に関する審議を行う場合等については、各回の会議の冒頭において、かつ、その議題に即して、公開することによる「当該会議の適正な運営に著しい支障」の有無等をさらに慎重に検討いただき、情報公開条例第7条各号に掲げる情報が含まれる等の場合は、同第38条ただし書きに基づき、当該部分を非公開とする。</p> <p>また、非公開とした理由及び議論の経緯については、議事録に記載する。</p>
<p>(意見28)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p>

<p>スポーツ振興課の自動販売機の実収入額が見込額を超過した場合に、福岡市に追加納付する場合の追加納付の性質については、これが曖昧であるから、早急にその性質を明確にし、納付の根拠規定を確定すべきである。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>指定管理者が自動販売機の設置に伴い市に納付する額の性質は、行政財産使用料条例第3条ただし書きに基づく使用料である。納付額は、自動販売機収入額の1/2相当額と定め、使用許可書に記載している。具体的には、公有財産規則に基づき積算した額を年度当初に納付させているほか、過去の実績に基づく見込額を指定管理料から控除しているが、自動販売機収入額が確定した後でなければ当該年度の最終的な使用料が確定しないことから、年度終了後に追加納付させているものである。</p> <p>なお、平成26年度から、自動販売機収入の見込額としての指定管理料控除額を協定書に記載している。</p>
<p>16 福岡市立今宿野外活動センター (意見29)</p> <p>福岡市立今宿野外活動センターに関しては、引続き、その在り方について検討を重ねていく必要がある。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>福岡市立今宿野外活動センターの在り方については、本市の行財政改革プランにも掲げており、継続して検討していく。</p>

第2章 こども未来局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市立中央児童会館 (意見30)</p> <p>非公募で指定管理者を選定する場合であっても、選定委員会を設置して、協議の機会を作るべきである。</p> <p>(青少年健全育成課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>中央児童会館については、平成26年3月31日をもって、指定管理期間が満了している。</p> <p>なお、平成28年度からの指定管理については、公募することとし、選定委員会を設置する。</p>
<p>(意見31)</p> <p>指定管理料の精算に関しては、備品代、修繕費等の限定的範囲に止め、指定管理者に一定のリスクを負担させるとともに、「経費節減・収益性向上」へのインセンティブを与えるべきである。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>中央児童会館については、平成26年3月31日をもって、指定管理期間が満了している。</p> <p>なお、指定管理料の精算については、平成28年度からの指定管理より、備品代、修</p>

(青少年健全育成課)	繕費等の限定的範囲に止めることとしている。
(指摘4) 条例上の利用対象者でない者が本施設を利用しているようであるので、速やかに条例の改正を検討する必要がある (青少年健全育成課)	【措置済(平成27年7月29日通知)】 平成27年3月19日に条例改正を行った。
2 福岡市立母子福祉センター (意見32) 募集要項, 評価項目, 仕様書の決定にあたっては審査委員会での評議の機会を設けるべきである。 (こども家庭課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 次回指定管理者選定の際には, 「指定管理者の指定の手続きに関するガイドライン」に基づき, 評議の機会を設けることとした。
(意見33) 指定管理者を選定するにあたっては, 母子家庭のみならず, 父子家庭に対する理解, 配慮等についても評価, 検討されるべきである。 (こども家庭課)	【措置済(平成29年1月27日通知)】 平成27年度の指定管理者選定時に, 母子家庭に限定せず, ひとり親家庭に対する理解・配慮を評価事項にするよう募集要項を改めた。
(指摘5) 条例上, 施設利用者が母子家庭等に限られたままとなっており, 父子家庭の利用開始に対応する改正が行われていない。速やかに条例改正を実施すべきである。 (こども家庭課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 条例改正を行い, 施設利用者に父子家庭を加えた。
(意見34) 本施設の名称を, 母子, 父子双方が利用しやすいものとなるように変更することを検討すべきである。 (こども家庭課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 条例改正を行い, 名称を「ひとり親家庭支援センター」に変更した。
3 福岡市立めばえ学園 4 福岡市立あゆみ学園 5 福岡市立西部療育センター 6 福岡市立東部療育センター (意見35)	【措置済(平成27年7月29日通知)】 基本協定書(H27.4.1~H32.3.31), 実施協定書(H27.4.1~28.3.31)について, それぞれの施設ごとに締結した。

<p>現在、4施設すべてが一つの協定書で処理されているが、各施設は根拠条例・取り扱う業務等も異なり、それぞれの施設又は条例上の種類ごとに協定を締結するのが相当である。</p> <p>(こども発達支援課)</p>	
<p>7 福岡市立小呂保育所 (意見36)</p> <p>本施設は公益上の必要性は高いものの、小呂島の地理的環境等から、施設の維持・継続に不安が残る。本市においては、本施設の維持継続という観点から今後の管理運営方針について検討する必要がある。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>施設の維持継続にあたり、課題となる保育士の確保については、「年度末で退職を希望する場合、同年度の8月までに申し出ること」とし、新たな保育士を雇用するための期間を確保した。</p>
<p>(意見37)</p> <p>指定管理料の精算について、福岡市からの追加支出も予定されているのであれば、当初からその旨を実施協定書等に記載すべきである。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度実施協定において、追加支給の項目を記載した。</p>
<p>(意見38)</p> <p>事業報告書に指定管理業務の一部についてしか記載されておらず、指定管理業務が協定書通りに実施されているのか報告書からは確認することができない内容となっている。報告書作成も指定管理者の業務の一部であることから、不足ない報告書を提出させる必要がある。</p> <p>(保育課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>平成27年度実施協定において、事業報告書を変更し、これまでの行事の実施状況、修繕・点検等の施設に関する報告に加え、日々の保育内容等を報告するための書式を追加した。</p> <p>(運営支援課)</p>

第3章 保健福祉局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市立急患診療所 (意見39)</p> <p>本施設について指定管理を行うことの必要性はほとんど見出しがたいように思</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>市民の利用に供するための公の施設の管理は、地方公共団体が自ら行うか、指定管理者に行わせるかのいずれかである。市</p>

<p>われる。本施設の現状，特性を踏まえる と業務委託によることが検討されるべき ように考える。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>が急患診療所に職員を配置して自ら管理 するよりも，指定管理者に行わせること の方が合理的であると考え。</p> <p>また，保健福祉センター内に設置する5 か所の急患診療所についても，急患診療 センターと一括して運営することで経費の 節減や事務の効率化が図られており，引 続き指定管理者による管理を行っていく。</p>
<p>(意見40)</p> <p>公の施設たる本施設の管理・運営の点 と，その他の救急医療体制確保のための 連携・協働の点については，分けて整理 する方が適切であるものと考え。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】</p> <p>救急医療体制確保のため，医師会と連 携・協働して実施していくべき事業につ いては，平成27年4月1日より指定管理から 切り離し，業務委託に切り替えることとし た。</p>
<p>(意見41)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては公募に よることが原則である。本施設について も，本施設の運営・管理に特化して，公 募に供することを検討されるべきである と考える。なお，この場合，センター及 び5診療所一括しての管理ではハードル が高いということであれば，個々の施設 について個別に指定管理者を公募する ということも考えられる。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置を行わない（平成26年10月8日通 知）】</p> <p>急患診療センター及び5か所の急患診 療所の運営については，多岐にわたる診療 科の医師をはじめ，看護師，薬剤師，検査 技師及び受付・会計事務員など多数の従事 者を確保する必要があり，昨今の医療従事 者の確保が困難な状況の中で，大学病院を はじめとする各医療機関，関係団体等への 協力要請や派遣調整を行えるのは医師会 以外にはないため，従来どおり非公募とす る。</p>
<p>(意見42)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては，市 長・議員又はその親族が指定管理者の役 員に就任していないかを把握すべきであ る。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置を行わない（平成26年10月8日通 知）】</p> <p>「応募団体が兼業禁止関係にあるか否か の調査・確認については，兼業禁止規定の 類推適用はしないことと，応募団体の違い によって公開のあり方を変える必要がな いため不要である。」との全市的な方針を 踏まえ，措置を行わないこととした。</p>

<p>(意見43)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(意見44)</p> <p>本件指定管理料の積算においては、市民向けの救急医療知識の普及・啓発に関する業務、二次病院確保のための関係医療機関との連絡調整等についての費用、また、業務運営経費中において「急患担当者会議、急患診療実務者懇談会、市民公開講座」、「専門医会、大学医局等研究研修費」等の費用が計上されているが、これらについて、本指定管理料の算定における積算費目に含めることには疑問がある。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>市民向けの救急医療知識の普及・啓発や、二次病床確保のための関係医療機関との連絡調整等、公の施設の管理・運営とは言い難いものについては、平成27年4月1日より指定管理から切り離し、業務委託に切り替えることとした。</p>
<p>(意見45)</p> <p>医療事故に関して指定管理者の軽過失による場合の指定管理者を免責するとの条項には、特段の必要性を認めがたく、相当でない。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>医療事故に関する指定管理者の軽過失による場合の取扱いについて、協定書の条項から削除した。</p>
<p>(意見46)</p> <p>「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>「業務災害」に関する条項について、協定書から削除した。</p>
<p>(指摘6)</p> <p>市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>

(地域医療課)	
<p>(指摘7)</p> <p>事業報告書においては、単に急患診療所における診療実績やその収支のみでなく、指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを明確かつ網羅的に記載すべきである。また、自己評価の結果については、単に利用者からの意見箱に寄せられた意見を羅列するだけでなく、かかる意見箱の意見や指定管理業務遂行の結果を踏まえて、指定管理者としてこれをどのように分析・評価するかを記載すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>事業報告書については、次回より指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを網羅的に記載し、また自己評価の結果を指定管理者としてどのように分析し、評価するかについても記載するよう医師会に依頼を行った。</p>
<p>2 福岡市立歯科急患診療所 (意見47)</p> <p>休日において急病歯科患者に適切な医療を提供するという目的は重要なも、その目的を達成するために、本施設を開設・維持することが手段として最適なものであるかについて、検討がなされるべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>歯科急患診療所については、民間診療所調査、他都市調査等を実施し、本施設の開設・維持について検討を行った結果、休日において急病歯科患者に適切な医療を提供するためには、今後も開設・維持する必要があると判断した。</p> <p>ただし、日・祝日の患者数が近年減少しているため、平成28年度から日・祝日における歯科医師、事務員を1名ずつ減らすこととした。</p>
<p>(意見48)</p> <p>本施設について指定管理を行うことの必要性はほとんど見出しがたいように思われる。本施設の現状、特性を踏まえると業務委託によることが検討されるべきように考える。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>歯科急患診療所は県歯科医師会館内県口腔保健センターを借り受けており、施設の管理業務を行っていないことから、平成27年4月1日より歯科急患診療事業を業務委託とした。</p>
<p>(意見49)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては公募によることが原則である。本施設についても、公募によることを検討すべきであり、</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>歯科急患診療所の運営については、歯科医師、歯科衛生士等の医療従事者を安定的に供給し、二次病院との密接な連携等を確認</p>

<p>もし、それが難しいというのであるならば、本施設のあり方そのものから慎重に検討すべきものとする。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>保できる者でなくてはならないため、非公募により歯科医師会を選定していたものである。</p> <p>なお、平成27年4月1日より指定管理から業務委託に切り替えている。</p>
<p>(意見50)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては、市長・議員又はその親族が指定管理者の役員に就任していないかを把握すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「応募団体が兼業禁止関係にあるか否かの調査・確認については、兼業禁止規定の類推適用はしないことと、応募団体の違いによって公開のあり方を変える必要がないため不要である。」との全市的な方針を踏まえ、措置を行わないこととした。</p>
<p>(意見51)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(意見52)</p> <p>「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>歯科急患診療所については、平成27年4月1日より指定管理から業務委託に切り替えることとした。</p>
<p>(指摘8)</p> <p>市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>
<p>(指摘9)</p> <p>事業報告書においては、単に歯科急患診療所における診療実績やその収支のみでなく、指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを明確かつ網羅的に</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>事業報告書については、次回より指定管理業務としてどのような業務を実施したのかを網羅的に記載し、また自己評価の結果を指定管理者としてどのように分析し、</p>

<p>記載すべきである。また、自己評価の結果については、指定管理業務遂行の結果を踏まえて、指定管理者としてこれをどのように分析・評価するかを記載すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>評価するかについても記載するよう歯科医師会に依頼を行った。</p>
<p>3 福岡市立島しょ診療所 (意見53)</p> <p>本施設について指定管理を行うことの必要性はほとんど見出しがたいように思われる。本施設の現状、特性を踏まえると委託方式によることが検討されるべきように考える。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>市民の利用に供するための公の施設の管理は、地方公共団体が自ら行うか、指定管理者に行わせるかのいずれかである。島しょ診療所については、施設の管理業務を伴うため、市が職員を配置して自ら管理するよりも、指定管理者に行わせることの方が合理的であると考ええる。</p>
<p>(意見54)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては、市長・議員又はその親族が指定管理者の役員に就任していないかを把握すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「応募団体が兼業禁止関係にあるか否かの調査・確認については、兼業禁止規定の類推適用はしないことと、応募団体の違いによって公開のあり方を変える必要がないため不要である。」との全市的な方針を踏まえ、措置を行わないこととした。</p>
<p>(意見55)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものと考ええる。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(意見56)</p> <p>「業務災害」に関して、指定管理者に代わって市が責任を負担すると解釈される条項は、削除すべきである。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>「業務災害」に関する条項について、協定書から削除した。</p>

<p>(指摘10)</p> <p>市と指定管理者との間の責任範囲・分担を不明にし、混乱させる「リスク分担表」を、協定書に添付すべきではない。</p> <p>(地域医療課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>リスク分担の内容を見直すこととした。</p>
<p>4 福岡市健康づくりセンター(現:福岡市健康づくりサポートセンター)</p> <p>(指摘11)</p> <p>事業の実施及び事業報告においては、指定管理業務・指定管理外の委託業務・自主事業の区分を意識し、少なくとも収支に関しては明確に区分されなければならない。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度において指定管理業務・自主事業の区分を明確にし、収支についても区分した報告の提出を受けた。</p>
<p>(指摘12)</p> <p>選定委員会については、選定の経過や議論等の内容を検証可能なものとするために、議事録を作成すべきである。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者ガイドラインを再度確認し、次回選定委員会から議事録を作成することとした。</p>
<p>(意見57)</p> <p>選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(健康増進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>5 福岡市市民福祉プラザ</p> <p>(意見58)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>次回公募時より、審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等については、原則会議を公開する。ただし、選定委員が情報公開条例第38条による非公開が妥当だと判断した場合は、非公開とする。</p>
<p>(意見59)</p> <p>備品購入、修繕、図書・資料の購入・</p>	<p>【他の方法で対応(平成26年10月8日通知)】</p>

<p>収集に要する費用については、指定管理料と別立ての預託金等として整理して、精算を行うのが望ましいものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>備品購入、修繕については、精算を行うこととした。図書・資料の購入・収集については、蔵書数は増加し買い控えはみられないため、現行のまま行い、モニタリングにより、必要なものが適切に購入されているか確認していくこととした。</p> <p>預託金は地方自治法上規定されておらず、対応は困難であるため、委託料で支出する。</p>
<p>(意見60)</p> <p>指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。担当課が挙げる「施設のボランティアニーズ、ボランティアグループ調査」、平成24年度の事業報告書に挙げられている「ふくふくプラザまつり」、「福祉映画鑑賞会」のいずれも、本来業務である「プラザ事業等に関する業務」の一つと整理すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「ふくふくプラザまつり」、「福祉映画鑑賞会」については、指定管理業務として整理した。「施設のボランティアニーズ、ボランティアグループ調査」については、自主財源により企画され、実行されているものであるため、自主事業として整理をした。</p>
<p>(指摘13)</p> <p>喫茶室に関する現状のスキームを前提にすれば、指定管理者の「自主事業」と整理すべきものである。喫茶室の運営状況や収支等に関しては、事業報告書にも全く記載が見られないが、協定書等に基づき、事業報告書等において十分な報告をさせるべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度の喫茶室の運営については、事業報告書の提出を受けた。</p>
<p>(指摘14)</p> <p>市から目的内使用許可を受けた指定管理者が喫茶室の運営に関して全面的に受託者に委託し、収支に関して受託者の計算で行われる実態がある一方で、市が指定管理者に対して使用料を全額減免して、指定管理者が光熱水費の実費分の他</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>喫茶室の運営については、施設の設置目的を効果的に達成するために実施を求めている業務であるため、指定管理者の自主事業から、指定管理業務へと位置付けを変更した。</p> <p>運営費については、指定管理料には積算</p>

<p>に月額5万円を取得して自らの収入として保持せしめているが、その実質的な理由は理解しがたい。</p> <p>かかる現状の取扱いについては改められるべきであると考える。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>せず、喫茶室の収益で行うこととし、また、生じた利益については指定管理者の収入とすることで、インセンティブを図り、喫茶室の効率的運営、サービスの向上を図った。</p>
<p>(意見61)</p> <p>指定管理者に施設賠償保険等の加入を求めるにあたっては、特に身体賠償に関しては、施設の特性等に鑑みて、十分な保険限度金額の保険への加入を求めるべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>保険への加入については、基本協定書において、「全国市長会市民総合賠償補償保険」が適用されない範囲においては、同保険と同等以上の保険に加入するよう求めた。</p>
<p>(意見62)</p> <p>市と指定管理者の双方の責めにより発生した事故に関して、指定管理者は賠償責任を負わないと解釈する余地が生じる条項については、修正すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>該当の条項については、意見のような解釈が生じないように、但し書き以降を削除した変更協定書を締結した。</p>
<p>6 福岡市立老人福祉センター（東香園、長生園、舞鶴園、若久園、寿楽園、早寿園、福寿園）</p> <p>(指摘15)</p> <p>選定委員が除外されたり、採点に加わらなかったりした場合には、議事録にその旨と理由を明記すべきである。</p> <p>なお、応募団体も公募前からある程度は予想できるであろうから、選定委員の選定にあっても利害関係の有無については予め十分注意すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度公募時は該当者なし。次回公募時以降、選定委員が除外されたり、採点に加わらなかったりした場合には、議事録にその旨と理由を明記する。</p> <p>選定委員の選定にあたっては、現在の指定管理者の役員でないことを確認しており、引き続き注意していく。</p>
<p>(意見63)</p> <p>指定管理者の選定にあたっては、市長・議員の親族が指定管理者の役員に就任していないかも把握すべきである。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「応募団体が兼業禁止関係にあるか否かの調査・確認については、兼業禁止規定の類推適用はしないことと、応募団体の違</p>

	いによって公開のあり方を変える必要がないため不要である。」との全市的な方針を踏まえ、措置を行わないこととした。
<p>(意見64)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。また、非公開とする場合は、選定委員会において議論を行った上で、その理由を議事録に明示することとする。</p>
<p>(意見65)</p> <p>備品購入及び修繕に要する費用については、指定管理料と別立ての預託金等として整理して、精算を行うのが望ましいものとする。</p> <p>(高齢社会政策課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「地方自治法には預託金としての支払は規定されておらず、現状では預託金としての支払は困難である。</p> <p>また、修繕費・備品購入費については、指定管理料として概算払いで支払、年度末に精算を行っており、現行の方式で、特段、問題が生じているとは考えていないため、現行通りの対応とする。」との全市的な方針を踏まえ、措置を行わないこととした。</p>
<p>(指摘16)</p> <p>行政財産目的外使用許可により、市が主体となって自動販売機業者との間で契約(使用許可)関係を結んでいるにもかかわらず、指定管理者が自動販売機業者から手数料を収受していることについては、根拠を欠くものとする。</p> <p>仮に、市・自動販売機業者・指定管理者間で、手数料の帰属について特段の定めをし、手数料について、指定管理料の一部とし、または、実費として光熱水費の精算に充てる形とするとしても、事実上の運用により処理すべき事項ではなく、基本協定書及び募集要項・仕様書に</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>平成27年度より、自動販売機の設置を指定管理者の自主事業と定め、行政財産目的外使用許可は、市と指定管理者が契約(使用許可)関係を結ぶよう整理した。すでに基本協定書において、自主事業の取扱いについて記載済みであることから、基本協定書の変更は必要ない。募集要項・仕様書については次回公募時より変更する。</p>

<p>において規定すべきである。 (高齢社会政策課)</p>	
<p>(意見66) 教材費・原材料費等の取扱いについて、基本協定書、仕様書等においてより具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。 (高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 平成27年度より、指定管理者は市から事前に承認を得れば利用者負担金を徴収できる旨、基本協定書の一部を変更した。また、利用者負担金を事業報告書において報告するよう様式を変更した。</p>
<p>(意見67) 指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。担当課が挙げる「自主事業」の多くは、本来業務である「高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等の実施に関する事業」、「センターの目的達成に必要な事業」の一つと整理すべきものとする。 (高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 平成27年1月行政マネジメント課改訂ガイドラインに基づき、指定管理者と協議を行い、平成27年度より「市企画事業」「指定管理者企画事業」「自主事業」を整理した。</p>
<p>(指摘17) 少なくとも、市としては、自主事業（本施設において指定管理者が実施する指定管理業務以外の事業）による指定管理者の収入と、これがある場合の金額については、その内容と収支状況とともに把握しなければならない (高齢社会政策課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 平成27年度より、自主事業の事業計画書、収支予算書、事業報告書、収支決算書を提出することにした。</p>
<p>9 福岡市立心身障がい福祉センター（あいあいセンター） (意見68) 現在、非公募分各施設すべてが一つの協定書で処理されているが、各施設は根拠条例・取り扱う業務等も異なり、それぞれの施設又は条例上の種類ごとに協定を締結するのが相当である。</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】 平成27年度に締結した基本協定書、実施協定書から、施設ごとに協定を締結した。</p>

(障がい者施設支援課)	
<p>(意見69)</p> <p>今後、募集要項等を作成した際には、選定委員会において募集要項等についても審議対象とすべきであり、また、非公募であっても、審査基準について選定委員会で検討がなされるべきである。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済（平成27年7月29日通知）】</p> <p>平成26年度に実施した非公募施設の指定管理者の選定の際、仕様書を作成し、当該仕様書についても選定委員会の審議対象とし、審査基準についても選定委員会で検討した。</p>
<p>(意見70)</p> <p>ガイドラインで求められている事項はもちろんのこと、指定管理者として具体的にどのような事業を行いたい、また行ったか等を報告書等に記載するよう、指定管理者に対してきちんと指導すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度の事業報告書及び平成26年度の事業計画書から、指定管理者として具体的にどのような事業を行いたい、行ったか等を記載するよう指導を行い、前回の報告書等と比較して記載内容は改善されている。</p>
<p>10 福岡市立障がい者スポーツセンター (さん・さんプラザ)</p> <p>(意見71)</p> <p>障がい者スポーツセンターについては、速やかに公募すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>障がい者スポーツ指導員の有資格者が全国に相当数いることを理由に、有資格者の配置を公募要件として、速やかに公募すべきとの意見であるが、資格の有無のみで施設の適切な運営ができるか否かを判断できるものではないと考える。</p> <p>障がい者の健康増進、社会参加の促進という目的達成のためには、障がい者スポーツについての高い専門性、豊富な経験を持ち、安定的な職員供給ができる組織であることが求められる。</p> <p>また、競技としての障がい者スポーツの観点から言えば、社会福祉事業団の職員には、障がい者スポーツコーチ等、国内でも有数の指導者がおり、陸上競技を始めとしてパラリンピック等の大会へ向けて、選手の育成を行っている。</p> <p>以上の点から、引き続き社会福祉事業団</p>

	を管理者とすることが、施設の設置目的や利用者サービスに資するものと考えている。
<p>11 福岡市立南障がい者フレンドホーム 12 福岡市立早良障がい者フレンドホーム 13 福岡市立西障がい者フレンドホーム (意見72)</p> <p>教材費等の取り扱いについて、基本協定書、仕様書等において、より具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>文化教室の材料購入費は、文化教室の受講者から講師に直接支払っているため、指定管理者が直接出納していない。しかし、今後はこれらの費用についても把握するために、募集要項に例示し、事業計画書、事業報告書の中に記載するとともに、事業実施前に市から承認を得ることにより、指定管理者の収入として計上できることとして基本協定書に記載した。</p>
<p>17 福岡市立東障がい者フレンドホーム 18 福岡市立博多障がい者フレンドホーム 19 福岡市立城南障がい者フレンドホーム (意見73)</p> <p>教材費等の取り扱いについて、基本協定書、仕様書等において、より具体的に言及するとともに、指定管理者の収入として計上するか、別立てで整理するかを統一しつつ、事業報告書の中で報告させることが望ましい。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>文化教室の材料購入費は、文化教室の受講者から講師に直接支払っているため、指定管理者が直接出納していない。しかし、今後はこれらの費用についても把握するために、募集要項に例示し、事業計画書、事業報告書の中に記載するとともに、事業実施前に市から承認を得ることにより、指定管理者の収入として計上できることとして基本協定書に記載した。</p>
<p>(意見74)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項、審査基準等について審議する第1回の選定委員会は、平成26年度の公募分から、会議を公開としている。</p>
<p>(意見75)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項、審査基準等について審議する第1回の選定委員会は、平成26年度の公募分から、会議を公開としている。</p>

(障がい者施設支援課)	
<p>(指摘18)</p> <p>選定委員が除外されたり、採点に加わらなかつたりした場合には、議事録にその旨と理由を明記すべきである。</p> <p>なお、応募団体も公募前からある程度は予想できるであろうから、選定委員の選定にあっても利害関係の有無については予め十分注意すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度の議事録から、委員の出席、退席については明記している。</p> <p>また、委員の利害関係については、平成26年度から応募が予想される団体の役員でないか事前に確認するなどの対応を行っている。</p>
<p>20 福岡市立点字図書館</p> <p>(意見76)</p> <p>指定管理者が収集した点字図書等については、福岡市に所有権があることを明確に記載すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>平成27年度に基本協定書の変更を行い、指定管理者が収集した点字図書等については、市の所有であることを記載した。</p>
<p>(意見77)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項、審査基準等について審議する第1回の選定委員会は、平成26年度の公募分から、会議を公開としている。</p>
<p>21 福岡市立つくし学園</p> <p>22 福岡市立ふよう学園</p> <p>(意見78)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、選定委員会については、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p style="text-align: right;">(障がい者施設支援課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>募集要項、審査基準等について審議する第1回の選定委員会は、平成26年度の公募分から、会議を公開としている。</p>

第4章 環境局所管の施設

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 西部3Rステーション</p> <p>(意見79)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、非公開とする必要性を十分に検</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を</p>

<p>討すべきである。少なくとも、指定管理者選定スケジュールや指定管理者募集要項、選定基準等を議題とする部分については公開すべきである。</p> <p>(循環型社会計画課)</p>	<p>除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見80)</p> <p>一般には、「西部3Rステーション」という通称を広く使っているが、本施設について作成される書面や市のホームページ上では、「福岡市西部リサイクルプラザ」の名称のみが使用されている場合がほとんどである。かかる状況は、市民に混乱を生じさせかねない。</p> <p>少なくとも、本施設のホームページ上においては、当該名称が通称であり、正式名称が「福岡市西部リサイクルプラザ」であることを明記するよう、指定管理者に指導すべきであるし、市のホームページや協定書等作成にあたっては、正式名称と通称を併記するといった対応をすべきである。</p> <p>(循環型社会計画課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>「西部リサイクルプラザ」の愛称として、「西部3Rステーション」を広く使っているが、市民に混乱を生じさせないためにも今後は、正式名称と愛称を併記する若しくは、愛称である旨が分かるよう表示することとした。</p>

第5章 経済観光文化局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 はかた伝統工芸館 (意見81)</p> <p>選定委員会のうち、公募要項、仕様書等についての審議は公開すべきである。</p> <p>(振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>2 福岡市産学連携交流センター (意見82)</p> <p>公募要領や仕様書は、候補者の提案、プレゼンテーション等を評価する大前提となるものであるから、これらについても選定委員会の審査の対象とするべきである。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>次回公募(平成27年度)は、公募要領や仕様書についても委員会の場で意見を聞くこととした。</p>

(新産業振興課)	
<p>(意見83)</p> <p>本施設の選定審査委員会の議事を決する権限を有する会長には、市職員ではなく外部専門家を選任すべきである。</p> <p>(新産業振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度に当該要綱を改正し、会長の権限内容を変更している。なお、非公募ではあるが、平成25年度に2号棟に関する指定管理者候補選定委員会を開催した際には、会長に外部専門家を選任した。</p>
<p>3 福岡市コンベンション施設(福岡国際会議場, マリンメッセ福岡)</p> <p>(意見84)</p> <p>利用料金制度を採用する場合でも、利用料金に関する設置条例の定めは、まず①使用料の徴収及び使用料の上限等の枠の規定を置いたうえで、②本施設の管理を指定管理者に行わせることができる定めを置き、さらに③利用料金を指定管理者に収受させることができるという規定を置いたうえで、④指定管理者が、条例の基本的枠組みの中で、利用料金を定めるという段階を踏んだ規定にする必要がある。</p> <p>(MICE推進課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>福岡市コンベンション施設条例について、監査の意見を踏まえ、施設の管理を指定管理者に行わせることができる定めに加え、平成29年3月に条例改正を行い、指定管理者が条例に定める上限額の範囲内で利用料金を定める規定を設けた。</p>
<p>(指摘19)</p> <p>利用料金の基本的枠組み、算定方法を条例又は施行規則に定める必要がある。</p> <p>(MICE推進課)</p>	<p>【措置済(平成30年2月14日通知)】</p> <p>福岡市コンベンション施設条例を平成29年3月に改正し、施設の利用料金の上限額を設けた。</p>
<p>(意見85)</p> <p>福岡市コンベンション施設指定管理者審査委員会に関する要綱の指定管理者審査委員会の委員長に市職員が就任する旨の定めは削除すべきである。</p> <p>(MICE推進課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>審査委員会に関する要綱を改正し、委員長に市職員が就任する旨の定めは削除した。</p>
<p>(意見86)</p> <p>現在指定管理者が納めている納付金は、実質的には利用料金の一分配金で</p>	<p>【他の方法で対応(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公益法人制度改革に伴い、指定管理者が</p>

<p>あるので、協定書上も納付金ではなく利用料金の分配として扱うべきである。同納付金の算定にあたっては、指定管理者が指定管理業務により得ている利益額から見て相当な額となるよう算定する必要がある。</p> <p>(M I C E 推進課)</p>	<p>平成25年度に一般財団法人に移行しており、平成26年度からの指定管理においては、納付金ではなく、公益目的活動の一環である寄付金として取り扱うこととした。</p> <p>なお、寄付額については、年間1.6億円に加えて、収支状況が計画より好転した場合には好転分の2分の1を上限に翌年度に増額して寄付申請を行ってもらおうこととしている。</p>
<p>(意見87)</p> <p>利用料金の剰余金から本市に支払われる納付金については、明確な算定方法を決定すべきである。</p> <p>(M I C E 推進課)</p>	<p>【他の方法で対応(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者が市に支払う寄付金の額については、平成26年度から、年間1.6億円に加えて、収支状況が計画より好転した場合には翌年度の寄付金を増額(好転分の2分の1を上限)して寄付申請を行ってもらおうこととしている。</p>
<p>4 博多町家ふるさと館</p> <p>(意見88)</p> <p>選定委員会に、非公開とすべき理由は見当たらないことから、公開で会議を実施すべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見89)</p> <p>事務局による書類審査で選定対象となる団体を絞るかのような公募要項の記載は訂正すべきであり、選定対象の選別は選定委員会に任せるべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>指定管理者の手続きに関するガイドラインに基づき募集要項の内容を検討し、次回の指定管理者募集から改める。</p>
<p>(指摘20)</p> <p>指定管理者に自主事業を実施させるにあたり、行政財産使用料が徴収されておらず、減免の手続きも取られていない。早急に減免の規定を整備した上で、適法に自主事業を行うことができる体制を整備する必要がある。</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>博多町家ふるさと館を使用し、企画展などを実施することは、指定管理業務の一環であるため、行政財産使用料を徴収する必要は無いと考える。</p>

(観光振興課)	
<p>(意見90)</p> <p>指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。経費負担・利益の帰属を基準に区分するのであれば、その区分が明確になるように協定書又は使用書を作成し、また、報告書を作成させる必要がある。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>指定管理者の手続きに関するガイドラインに基づき指定管理業務と自主事業の区分を明確にできるよう整理を行うこととした。</p>
<p>(指摘21)</p> <p>本施設の管理業務の一部であるみやげ処に関する業務について、事業報告書に、業務内容及び収支にかかる記載が全く見られない。指定管理業務については、協定書等に基づき、不備なく事業報告書にて十分な報告をさせるべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>事業報告書に業務内容及び収支に記載を行うこととし、報告させるようにした。</p>
<p>(意見91)</p> <p>自主事業についても、事業内容のみならず、収支を記載した報告書の提出を求めべきである。</p> <p>(観光振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>収支を記載した報告書を提出させるようにした。</p>
<p>5 福岡市音楽・演劇練習場（祇園音楽・演劇練習場，大橋音楽・演劇練習場，千代音楽・演劇練習場）</p> <p>(意見92)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする「福岡市経済観光文化局文化振興部所管の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する要綱」の定めは、直ちに改正すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見93)</p> <p>公募・非公募の方針についても、選定委員会で実質的な協議を経るべきである。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公募・非公募の方針については、平成25年度に実施した選定委員会において、非公募施設についても、公募施設と同様に仕様</p>

<p>(文化振興課)</p>	<p>書等を示して選定委員会に諮った。なお、今回の選定の際にも平成26年5月に改正されたガイドラインに基づき、選定委員会において意見を聴取し決定する。</p>
<p>6 福岡市民会館 (意見94)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする「福岡市経済観光文化局文化振興部所管の公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する要綱」の定めは、直ちに改正すべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見95)</p> <p>今後、多額の剰余金が発生する状況が継続するようであれば、指定管理料の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度より新たな指定管理期間となり、指定管理料の設計金額を見直して上限額を定め、公募を行った。</p>
<p>(意見96)</p> <p>指定管理料との対価性のない業務を指定管理業務として実施させるのは不相当である。自主事業として取り扱うか、指定管理業務としてとりあつかう場合には、事業に要する経費相当額を指定管理料として支払うべきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者の提案による業務については、事業の内容、規模、予算のいずれも指定管理者からの提案により実施している。そのため、「指定管理料を超える場合は指定管理者が負担する」ことを前提とした提案により実施しており、措置を行わない。</p>
<p>(指摘22)</p> <p>指定管理業務の実施にあたり本施設を利用する場合には、指定管理者から行政財産使用料を徴収してはならない。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>行政財産使用料を徴収しないこととし、平成26年度より管理運営仕様書を一部変更した。</p>
<p>(意見97)</p> <p>指定管理者の提案による業務とその他の指定管理業務にかかる収支を異なる取り扱いにするのであれば、収支も分けて報告させる必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者の提案による業務の収支については、平成25年度より収支決算書において「自主事業費」として計上し報告させている。また指定管理者の提案による業務ごとに収支決算書を併せて提出させてい</p>

	る。
<p>7 博多座 (意見98)</p> <p>選定委員会を原則として非公開とする 「福岡市経済観光文化局文化振興部所管 の公の施設に係る指定管理者選定委員会 に関する要綱」の定めは、直ちに改正す べきである。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該 当する事項や、公開することにより会議の 適正な運営に著しい支障が生じる場合を 除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>(意見99)</p> <p>指定管理料によって賄われる経費と、 利用料金から賄われる経費の見直しが必要 である。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>市民檜舞台の月に係る経費については、 企画・運営業務に係る仕様書の記載と設計 書の積算方法とに差があることから、次回 の積算時から積算方法を改めることとし た。</p>
<p>(意見100)</p> <p>基本協定書（指定管理料により管理運 營業務を執行）と運用（指定管理業務の 大部分が利用料金で賄われている）に齟 齬が生じているため、基本協定書を変更 する必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>博多座の指定管理における収入及び経 費の考え方については、平成26年度からの 博多座の管理に係る基本協定書において、 「指定管理者は、市からの指定管理料と観 覧料金収入により管理運營業務の執行を 行うものとする」と変更した。</p>
<p>(指摘23)</p> <p>協定書で列举されている報告事項につ いて、報告書に記載されていない点があ る。市への報告も指定管理業務に含まれ るのであるから、指定管理者に対しては、 報告書の作成について十分に指導すべき である。</p> <p>(文化振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>報告書の作成については指導を行い、 「前月の利用者の意見、要望等及びその対 応状況」について、「その対応状況」を平 成26年2月より報告を受けることとした。 また、「前月の公演の入場者数等」につい ては、以前から報告を受けているが、毎月 提出される報告書に記載するように変更 した。</p>
<p>(指摘24)</p> <p>事業報告書には、利用料金を持って賄 われた業務につき、収支が全く記載され ておらず、指定管理業務の多くの部分に ついて収支が報告されていない状況とな</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>利用料金をもって賄われた業務にかか る収支の報告について、指定管理者と協議 し、指定管理料の収支報告の際に興行収入 及び興行原価を報告するように改めた。</p>

<p>っている。報告事項を直ちに改め、指定管理業務については不足なく収支を報告させる必要がある。</p> <p>(文化振興課)</p>	
---	--

第6章 農林水産局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市油山市民の森 (意見101)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう、取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>修繕費については、平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については、平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項(7月頃策定予定)にて、年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p>
<p>(意見102)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>2 花畑園芸公園 (意見103)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種講座や実習等の一部は、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>自主事業と指定管理業務の振り分けを、再度検討し、整理すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>
<p>(意見104)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう、取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>修繕費については、平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については、平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項(7月頃策定予定)にて、年度末精算の実施に係</p>

	る項目について掲載することとしている。
<p>(意見105)</p> <p>事業報告としてなされる収支報告については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支とは分けて記載するよう、指定管理者に求めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度分の事業報告より指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区別するよう指定管理者に求めることとした。</p>
<p>(意見106)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>3 今津リフレッシュ農園</p> <p>(意見107)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種教室やイベントは、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>したがって、これらの事業については、指定管理業務として整理すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>
<p>(意見108)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう、取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>修繕費については、平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については、平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項(7月頃策定予定)にて、年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p>
<p>(意見109)</p> <p>自主事業にかかる収支報告書を提出するよう、指定管理者に求めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成25年度に実施した自主事業については実施報告書(収支報告書)を提出させた。</p>

<p>(意見110)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>
<p>4 立花寺緑地リフレッシュ農園</p> <p>(意見111)</p> <p>現在、自主事業として行われている各種講習やイベントは、実施協定書に定められた管理運営業務の細目からすると、指定管理業務に含まれると考えられる。</p> <p>したがって、これらの事業については、指定管理業務として整理すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度業務における自主事業と指定管理業務との振り分けを指定管理者と協議のうえ整理することとした。</p>
<p>(意見112)</p> <p>修繕費・備品代は年度末に精算するよう、取り扱いを改めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>修繕費については、平成26年度より年度末に精算することとした。</p> <p>備品代については、平成27年度に実施する次期指定管理者選定時の募集要項(7月頃策定予定)にて、年度末精算の実施に係る項目について掲載することとしている。</p>
<p>(意見113)</p> <p>事業報告としてなされる収支報告については、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支とは分けて記載するよう、指定管理者に求めるべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度分の事業報告より指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支を区別するよう指定管理者に求めることとした。</p>
<p>(意見114)</p> <p>選定委員会は安易に非公開とするのではなく、公開により会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるか否かについて、より慎重かつ具体的に検討すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。</p>

<p>5 油山牧場及び背振牧場 (意見115)</p> <p>現在の本来事業と自主事業の振り分けは、本施設の負っている公の目的に照らして疑問があるし、指定管理料が自主事業の運営に流用されている(かのような)状況が発生していて望ましくない。これら事業の内容について、見直しをすべきである。</p> <p>(農業振興課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>事業内容の見直しについては、平成25年度内に指定管理者と協議を行い、指定管理料が自主事業の運営に流用されている(かのような)状況とならないよう、平成26年度事業より指定管理業務と自主事業の業務内容について見直しを行った。</p>
<p>6 福岡市海づり公園 (意見116)</p> <p>指定管理料算定にあたって使われる「管理運営に係る経費」及び「利用料金収入」は、相応の算定根拠に基づく、相当性のある数字でなくてはならない。担当課においては、その正確性、必要性、相当性について十分に把握、検討すべきである。</p> <p>(漁港課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理料の算定については、指定管理者と協議を行い、平成27年度の実施協定より、「管理運営に係る経費」及び「利用料金収入」についての明確な算定根拠を提出させるとともに、その数字の正確性、必要性、相当性を検証していくこととした。</p>

第7章 住宅都市局所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 住宅都市局の公園に共通する事項 (意見117)</p> <p>公園の指定管理者の募集においては、実施するイベント等のアイデアの検討のために十分な募集期間を設定することが望ましい。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>平成22年度に公募した現在の指定管理者の募集については、要綱配布から応募書類受付までの期間として1カ月間を設定した。</p> <p>平成27年度に実施した指定管理者の公募からは、募集期間として1カ月半を設定することとした。</p>
<p>(意見118)</p> <p>仕様書には、市が指定管理者に期待するところが明らかになるように、施設の設置目的に即したイベント等の実施について記載すべきである。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>施設の設置目的に即したイベントの実施を仕様書に記載することについては、平成27年度に実施した指定管理者の公募から、市が指定管理者に期待するところが明らかになるよう、審査項目に「公園の特性</p>

	を踏まえた管理運営」を新たに設定し、公園の特色を活かした取組みの管理計画を求めることとした。
<p>(意見119)</p> <p>審議対象が募集要項、応募団体を審査するための選定基準等であったとしても、要綱の原則に従い、選定委員会の議事はこれを原則として公開すべきものとする。</p> <p>(みどり管理課, みどり推進課)</p>	<p>【措置済 (平成29年1月27日通知)】</p> <p>審議対象が募集要項や選定基準である選定委員会の議事の公開については、平成27年度に実施した指定管理者公募から公開とした。</p>
<p>(意見120)</p> <p>選定委員会の議事録には、議事ごとに公開されたか否か、及び非公開の場合はその理由を記載すべきである。</p> <p>(みどり管理課, みどり推進課)</p>	<p>【措置済 (平成27年7月29日通知)】</p> <p>選定委員会の議事録における議事ごとの公開の有無、非公開の場合の理由の記載については、平成26年度に実施した選定委員会の議事録から対応済みである。</p>
<p>(意見121)</p> <p>修繕に要する費用については、必要な修繕が控えられないように、指定管理料と別立ての預託金として整理するなどして、精算を行うのが望ましいものとする。</p> <p>(みどり管理課, みどり推進課)</p>	<p>【措置を行わない (平成26年10月8日通知)】</p> <p>修繕費用については、総務企画局が定めた「指定管理者の指定の手続に関するガイドライン」において、修繕費については、原則概算払いとしながらも、前金払いとして精算せず修繕させることもできるとしており、個々の施設の状況を考慮したうえで適切な方法を選択することとされている。また、前金払い(精算なし)の場合は、修繕1件あたりの上限額等の取扱いについて公募段階から所管課の考え方を明示しておく必要があるとされている。</p> <p>公園の指定管理においては、公募の段階から、修繕1件あたりの上限額を30万円以内として明示しており、さらに実施報告書において執行状況の確認を行っていることから現状どおりとする。</p> <p>ただし、修繕状況の確認を確実なものとするため、今後は領収書の提出を求めるなど、執行管理の徹底を図ることとする。</p>

<p>(意見122)</p> <p>修繕費を含む再委託についてはその内訳と委託先、委託料の金額も事業報告書において報告させることが望ましい。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>再委託先については、毎年度提出を求めている実施計画書において委託先と金額を記載した「再委託先調書」の提出を求めているため、事業報告書での提出は不要と考える。しかしながら、修繕については再委託に関する規定がなく、年度当初にその予定が計画できないことから、平成26年度の事業報告書から修繕も含めた再委託状況の資料提出を求めることとした。</p>
<p>(意見123)</p> <p>アンケート結果について事業報告書で報告されていない施設については、指定管理者にその報告をもとめるべきである。</p> <p>(みどり管理課, みどり推進課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>利用者アンケートについては、平成26年度の事業報告書から、その報告を行わせることとした。</p>
<p>2 福岡市雁の巣レクリエーションセンター</p> <p>(意見124)</p> <p>事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>決算報告における消費税の計上については、平成25年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。</p>
<p>(意見125)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>3 アイランドシティ中央公園</p> <p>(意見126)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業</p>

	の分類について明記することとした。
<p>4 青葉公園 (意見127)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>5 東平尾公園・舞鶴公園 (意見128)</p> <p>現在付保されている全国市長会の賠償保険においては、再委託先は被保険者とされており、自主事業に起因する事故による賠償責任の負担も保険事故になっていないので、本施設の賠償保険のあり方を検討する必要がある。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>再委託及び自主事業の賠償保険については、平成28年度からの指定管理業務の基本協定書に「業務の一部を第三者に委託したときは、当該第三者を賠償保険に加入させること及び自主事業実施の際は賠償保険に加入すること」を明記した。</p>
<p>6 小戸公園・生の松原海岸森林公園 (意見129)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>7 西南杜の湖畔公園 (意見130)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>8 楽水園 (意見131)</p> <p>事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>決算報告における消費税の計上については、平成25年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。</p>

	(みどり管理課)		
(意見132)	<p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>	
9 月隈北緑地（月隈パークゴルフ場）	(意見133)	<p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
10 松風園	(意見134)	<p>事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>決算報告における消費税の計上については、平成25年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。</p>
(意見135)	<p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>	
11 桧原運動公園	(意見136)	<p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
12 西部運動公園		<p>【措置済（平成29年1月27日通知）】</p>	

<p>(意見137)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>13 今津運動公園</p> <p>(意見138)</p> <p>事業報告書の決算報告における消費税の計上の仕方はこれを改めるべきである。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>決算報告における消費税の計上については、平成25年度事業報告書において、各支出項目において消費税を計上した金額を記載するよう改めた。</p>
<p>(意見139)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>14 友泉亭</p> <p>(意見140)</p> <p>本施設について、指定管理業務と自主事業にかかる業務との区分と整理が十分でないと思われる。</p> <p>(みどり管理課)</p>	<p>【措置済(平成29年1月27日通知)】</p> <p>公園における指定管理業務と自主事業の区分と整理については、総務企画局より指定管理業務と自主事業の定義が通知されたことを受け、平成27年度に実施した公募から、仕様書に指定管理業務と自主事業の分類について明記することとした。</p>
<p>15 かなたけの里公園</p> <p>(意見141)</p> <p>本施設の選定委員会の議事がすべて非公開で行われていることは適切ではなく、原則公開すべきである。非公開とする議事については、議事録で非公開の理由を明らかにすべきである。</p> <p>(みどり推進課)</p>	<p>【措置済(平成27年7月29日通知)】</p> <p>選定委員会の議事録における議事ごとの公開の有無、非公開の場合の理由の記載については、平成26年度に実施した選定委員会の議事録から対応済みである。</p>

第8章 道路下水道局所管の施設

監査の結果	措置の状況
-------	-------

<p>1 福岡市営自転車駐車場 (意見142)</p> <p>選定委員会については、特段の具体的支障がない限り、会議を公開すべきものとする。また、会議を非公開とするのであれば、選定委員会においてその点の議論を行った上で、議事録においても非公開とした事実とその理由を明示すべきである。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会の公開、非公開については、平成24年度から、原則公開としている。</p> <p>なお、平成24年度は、要綱に基づき一部非公開としたが、議事録への記載が漏れていた。</p> <p>平成25年度からは、非公開情報についての議論を行い、非公開とした事実とその理由を議事録に明示している。</p>
<p>(意見143)</p> <p>修繕費については、指定管理料と別立ての預託金等として整理して、上限金額、1件あたりの金額にかかわらず、精算を行うのが望ましいものとする。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>地方自治法には預託金としての支払は、規定されておらず、現状では、預託金としての支払は困難である。修繕費については、指定管理料として概算払いで支払い、年度末に精算を行っており、現行の方式で、特段、問題が生じているとは考えていないため、現行通りの対応とする。</p>
<p>(意見144)</p> <p>指定管理料の精算に関しては、備品代、修繕費等の限定的範囲に止め、指定管理者に一定のリスクを負担させるとともに、「経費節減・収益性向上」へのインセンティブを与えるべきである。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>精算の対象としているのは、修繕費と光熱水費のみである。光熱水費については、利用者の安全利用を基準に、指定管理者が既に節電対策等を講じており、経費削減の余地が少ないため、現行の通りの対応とする。</p>
<p>(指摘25)</p> <p>平成24年度の事業報告書を確認したところ、天神地区自転車駐車場分について、2万円未満の修繕項目が精算対象となる修繕費として計上・処理されていた。現状においては協定書等に従った処理が行われる必要がある。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>精算対象となる修繕費として計上・処理していた2万円未満の修繕項目については、払戻しの手続きを完了した。</p>

<p>2 福岡市営駐車場 (意見145)</p> <p>審議対象が募集要項，応募団体を審査するための選定基準等であったとしても，選定委員会については，要綱の原則に従い，会議を公開すべきものとする。 (道路管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>公開，非公開の基準については，行政マネジメント課からの通知に従い，平成26年度の選定委員会を開催し，原則公開，選定基準の審査のみ非公開とした。</p>
<p>(指摘26)</p> <p>修繕費について，精算の対象とするか，しないかの範囲を設定するのであれば，協定書等においてははっきりと明示した上で，その定めに従った運用を徹底すべきである。 (道路管理課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>修繕費については，平成25年度から，実施協定に精算の対象を明示して，運用を行っている。</p>
<p>(意見146)</p> <p>修繕費については，指定管理料と別立ての預託金等として整理して，上限金額，1件あたりの金額にかかわらず，精算を行うのが望ましいものとする。 (道路管理課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>地方自治法には預託金としての支払は，規定されておらず，現状では，預託金としての支払は困難である。修繕費については，指定管理料として概算払いで支払い，年度末に精算を行っており，現行の方式で，特段，問題が生じているとは考えていないため，現行通りの対応とする。</p>
<p>(意見147)</p> <p>指定管理料の精算に関しては，備品代，修繕費等の限定的範囲に止め，指定管理者に一定のリスクを負担させるとともに，「経費節減・収益性向上」へのインセンティブを与えるべきである。 (道路管理課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】</p> <p>精算の対象としているのは，修繕費と光熱水費のみである。光熱水費については，利用者の安全利用を基準に，指定管理者が既に節電対策等を講じており，経費削減の余地が少ないため，現行の通りの対応とする。</p>
<p>3 藤崎バス乗継ターミナル (意見148)</p> <p>本施設のあり方については，施設の必要性，道路交通事情等も視野に入れつつ，十分に検討されたい。</p>	<p>【措置済(平成30年9月19日通知)】</p> <p>藤崎バスターミナルについては，平成29年度に調査を行い，利用実態を把握した。平成30年度からは，バス事業者等との協議を実施しながら，施設の必要性や道路交通</p>

(道路管理課)	事情等を踏まえた施設のあり方について、検討を進めている。
(意見149) 今後、本施設については、更なる施設の有効活用を図り、民間ノウハウを活用すべきである。 (道路管理課)	【措置済(平成30年2月14日通知)】 指定管理者の民間ノウハウを活かし、平成28年度及び平成29年度に新たに飲食用の自販機やコインロッカーの導入等を行い、施設を有効に活用している。
(意見150) 備品購入、修繕費等については、基本協定書等で明確に定めるべきである。 (道路管理課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 修繕費については、平成25年度から、実施協定に精算の対象を明示している。 また、備品購入については、基本協定書等で定めることとした。
(意見151) 選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (道路管理課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 選定委員会の公開、非公開については、平成24年度から原則公開としている。

第9章 港湾局所管の施設

監査の結果	措置の状況
3 博多港国際ターミナル (意見152) 指定管理者選定委員会は公開が原則である。非公開にする場合は、その必要性、非公開とする範囲について、検討がなされるべきであるし、非公開とした場合は、その理由について議事録上明らかとすべきである。 (港営課)	【措置済(平成26年10月8日通知)】 選定委員会については、非公開情報に該当する事項や、公開することにより会議の適正な運営に著しい支障が生じる場合を除いて、次回より原則公開とする。
4 博多港港湾施設 (意見153) 本施設の指定業務内容からすれば、特に指定管理制度をとるべき必要性があるとは思われない。現在の精算の仕方などは指定管理制度にそぐわないし、むしろ本施設については業務委託とすることによって、対象施設や対象区域毎に費用等を把握し、場合によっては、一部施設に	【措置済(平成27年7月29日通知)】 検討を行った結果、本施設の指定業務内容は業務が多岐にわたり、各々の業務関連も深く、一括管理を行うことが効率的であるため、指定管理での管理運営を行うという結論に至った。

<p>ついて他の民間業者に任せた方が、経費 節減や効率的な管理運営につながる可能性があると考えられる。そこで、本施設については、指定管理とする必要性、相当性について、再度検討すべきである。 (港営課)</p>	
<p>(意見154) 人件費については精算を行わず、人件費執行額の5%を諸経費として請求できるとする取り扱いは、指定管理者にとって経費節減の意欲をもたらすものか疑問である。もっとも、指定管理料ないし委託料の取り扱いは、当該施設管理の在り方によって変わるところであるから、本施設についてはその在り方を見直した上で、管理方法に則した指定管理料ないし委託料の支払い方を検討すべきである。 (港営課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】 当該指定管理業務は、港湾施設全体を、維持管理業務委託や港湾運営会社制度と密接な関係を保ちながら、一元的に管理・運営していくものである。そのため、人件費の考え方は他の指定管理施設のように管理事務所職員として特定の間人が当該業務に専従するのではなく、全体の業務量のうち、指定管理業務分に相当する部分を計上するという形を取っており、他の業務と切り離して、指定管理者が経費削減の工夫を行う余地はほとんど無いと考えている。</p>

第11章 教育委員会所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市立雁の巣児童体育館 (意見155) 本施設に関しては、築40年を超えていることでもあるし、今後の管理に要する費用と、地元の児童をはじめとする市民の利用(需要)とを比較考量しながら、地域住民とともに今後の本施設の在り方を協議検討すべきである。 (生涯学習課)</p>	<p>【措置を行わない(平成26年10月8日通知)】 本施設に関しては、平成25年度に耐震工事を実施し、校区役員等から継続使用を希望するとの意見を把握している。 今後とも、施設の耐用年数を考慮しながら、適切な時期に地域住民の意見を聞く場を設け、在り方について検討していく。</p>

第12章 区役所所管の施設

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市立中央市民センター 2 福岡市立東市民センター</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会</p>

<p>3 福岡市立博多市民センター 4 福岡市立西市民センター 5 福岡市立南市民センター 6 福岡市立早良市民センター 7 福岡市立城南市民センター (意見156)</p> <p>「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるよう、要領を改めるべきである。 (早良区生涯学習推進課、西区生涯学習推進課)</p>	<p>等の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるように管理運営業務の要領を改めた。 (早良区生涯学習推進課)</p> <p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会の開催及びその奨励に関する業務」においては、指定管理者に主体的な業務を求めるように管理運営業務の要領を改めた。 (西区生涯学習推進課)</p>
<p>(意見157)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由につき明示すべきである。 (中央区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 今後議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見158)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (中央区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 選定委員会にあっては、会議は原則公開とするが、情報公開条例第38条による非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見159)</p> <p>議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 今後は、委員会の内容等が十分把握できるように、丁寧な議事録を作成することとした。</p>
<p>(意見160)</p> <p>議事録においては、非公開の場合はその具体的な理由につき明示すべきである。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 議事録については、公開、非公開の別及び非公開の場合は、その具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見161)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。 (東区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】 選定委員会にあっては、会議は原則として公開とするが、情報公開条例38条により、非公開と判断される部分については、非公開とする。</p>

<p>(意見162)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(博多区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後、議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示することとした。</p>
<p>(意見163)</p> <p>傍聴者がいなくても、非公開にする場合には、傍聴者の有無に関係なく非公開の決定をすべきである。</p> <p>(博多区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後、非公開にする場合には、傍聴者の有無に関係なく非公開の決定をすることとした。</p>
<p>(意見164)</p> <p>選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(博多区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会にあつては、会議は原則公開とするが、情報公開条例第38条により、非公開に該当する部分については、非公開とする。</p>
<p>(意見165)</p> <p>議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。</p> <p>(西区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後は委員会での議論の内容等が十分理解できるよう、簡潔かつ丁寧な議事録の作成に努めることとした。</p>
<p>(意見166)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(西区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後、議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見167)</p> <p>選定委員会にあつては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(西区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会の会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例第38条により非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見168)</p> <p>議事録については、後から委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧に作成すべきである。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後は、委員会での議論の内容等が十分理解できるように、丁寧な議事録を作成することとした。</p>

<p>(意見169)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後、議事録においては、公開・非公開の別及びその具体的理由を明示することとした。</p>
<p>(意見170)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会にあっては、会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例38条により非公開が妥当と判断される場合は非公開とする。</p>
<p>(意見171)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(早良区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>平成26年度以降開催の選定委員会の議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示することとした。</p>
<p>(意見172)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(早良区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会の会議は原則公開とするが、福岡市情報公開条例第38条により非公開が妥当と判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見173)</p> <p>議事録においては、公開・非公開の別及び非公開の場合はその具体的理由につき明示すべきである。</p> <p>(城南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>今後の議事録については、公開・非公開の別及び非公開の場合は、その具体的な理由を明示することとした。</p>
<p>(意見174)</p> <p>選定委員会にあっては、要綱の原則に従い、会議を公開すべきものとする。</p> <p>(城南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>選定委員会にあっては、原則公開とするが、情報公開条例第38条により、非公開が妥当だと判断される部分については非公開とする。</p>
<p>(意見175)</p> <p>指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう、指導すべきである。</p> <p>(南区生涯学習推進課)</p>	<p>【措置済(平成26年10月8日通知)】</p> <p>指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう指導した。</p>

(意見176)

指定管理者に対して、より詳細な事業報告書を作成するよう、指導すべきである。

(早良区生涯学習推進課)

【措置済(平成26年10月8日通知)】

指定管理者に対して、平成25年度分事業報告書から、より詳細な事業報告書を作成するよう指導した上で提出させた。